

◇ トラックなど自動車運転者の拘束時間は、1ヶ月あたり284時間以内とされています。

ただし、事業の繁忙・閑散等を考慮して、労使協定を締結する場合には、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束時間が3400時間を超えない範囲において、1ヶ月についての拘束時間を310時間まで延長することができます。

1ヶ月の拘束時間が284時間を超える月は連続3ヶ月までとしなければなりません。

※上記にもとづき拘束時間を延長する場合は、この協定書式をご利用下さい。該当しない場合は使用する必要はありません

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヶ月及び 1年についての拘束時間の延長に関する協定書 記入例

使用者 ○ ○ 運送 代表取締役 ○ ○ ○ ○ と、労働者代表 ○ ○ ○ ○ は、

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（労働省告示）第4条第1項第1号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し下記のとおり協定する。

記

1 本協定の適用対象者は、貨物自動車運送業に従事する自動車運転者とする。

2 拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
295時間	284時間	245時間	267時間	300時間	260時間	250時間	295時間	310時間	300時間	284時間	310時間	3400時間

3 本協定の有効期間は ○ 年 ○ 月 ○ 日から ○ 年 ○ 月 ○ 日までとする。

4 本協定に基づき1ヶ月及び1年の拘束時間を延長する場合においても、1ヶ月の時間外休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

5 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、○日（○日以上）前までに協議を行い、変更を行うものとする。

年 月 日

代表者印

使用者 ○ ○ 運送 代表取締役 ○ ○ ○ ○

労働者代表

労働者認印

労働者 ○ ○ ○ ○